



2026年4月17日

各 位

上場会社名	群 栄 化 学 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名	代表取締役 社長執行役員 有田 喜一郎
コード番号	4 2 2 9 東証プライム市場
本社所在地	群馬県高崎市宿大類町700番地
問い合わせ先	取締役 執行役員コーポレート本部長 丸山 克浩
	電 話 027-353-1810

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年6月26日開催予定の第109回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員を株主総会において選任しております。この度、補欠の監査等委員を選任できる旨を定款上明確にするとともに、コーポレート・ガバナンス体制のさらなる安定化を図るため、その選任の効力を有する期間を監査等委員である取締役の任期に合わせた2年とするべく、現行定款第23条（取締役選任の決議）の項番号を整理し第4項を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2026年6月26日（予定）
定款変更の効力発生日	2026年6月26日（予定）

以 上

〈別紙〉

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役選任の決議)</p> <p>第23条 取締役は監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</p> <p>取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</p> <p>取締役の選任の決議については累積投票によらないものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>第24条～第43条、附則 (条文省略)</p>	<p>第1条～第22条 (現行通り)</p> <p>(取締役選任の決議)</p> <p>第23条 取締役は監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</p> <p><u>2. 取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p><u>3. 取締役の選任の決議については累積投票によらないものとする。</u></p> <p><u>4. 当社は法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員を選任することができる。補欠の監査等委員の選任の決議の定足数は、第2項の規定を準用する。補欠の監査等委員の選任の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始のときまでとする。</u></p> <p>第24条～第43条、附則 (現行通り)</p>